



幼児教育・保育の無償化、子ども・子育て支援新制度に対する提言

全国社会福祉法人経営者協議会

保育事業経営委員会

子ども・子育て支援法の目的である「子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現」（同法第 1 条）に向けて、幼児教育・保育の無償化、子ども・子育て支援新制度にかかる制度設計ならびに運用に関して、以下のとおり提言する。

【基本的な考え方】

子ども・子育て支援新制度の目的ならびに基本理念に鑑み、サービスを利用している全ての子どもに対して、一定水準以上の良質なサービスが公平かつ適切に提供されることを前提として制度が設計され、運用されなければならない。

1. 幼児教育・保育の無償化について

(1) 公平性の担保について

幼稚園は、満 3 歳（3 歳になった日）から無償化の対象になるが、保育所は誕生日から 3 月までは 3 号認定になるため、3 歳児になる 4 月にならないと無償化の対象にならないなど、各施設・年齢における無償化の取り扱いに差が見受けられる。

新制度が目的とする幼保一体化や、利用者の公平性担保の観点から、各施設・年齢における無償化の取り扱いを同一にすべきである。

(2) 質の確保について

認可外保育施設等に対し、経過措置として、指導監督基準を満たしていない場合でも 5 年間の猶予期間を設けて無償化の対象とする方向が示されているが、猶予期間中にあっても国が定める認可外保育施設の指導監督基準を段階的に満たしているか確認できる仕組みを取り入れるべきである。

(3) 低所得者への配慮について

食材費の徴収に際しては、低所得者への一定の配慮を講じる必要がある。

2. 公定価格について

(1) 「積み上げ方式」の堅持について

平成 31 年度予算の編成等に関する建議において、“「積み上げ方式」から「包括方式」への移行を検討すべき”と示されているが、必要な費用について根拠を持って積算している「積み上げ方式」から変更すべきではない。



(2) 使途範囲について

平成 30 年度予算執行調査（財務省）にて、国からの施設型給付等の一部が、積立金も含め、自施設の運営以外の目的に流用されているとの指摘があるが、「委託費の使途範囲」については、長期的に安定した施設運営を確保するため、一定の範囲で、積立金へ積み立て、次年度以降の経費や、同一法人内の保育所や子育て支援事業へ充当などの弾力運用が認められている。また、保育や子育て支援だけでなく、地域における幅広い福祉ニーズへ対応することは、社会福祉法人としての本来の使命であり、地域共生社会の実現に向けて、こうした取組を柔軟かつ積極的に推進する観点からも、使途範囲の弾力運用が認められている。

事業の継続性、安定性の確保や地域ニーズへの積極的な対応を促進するためには、こうした使途範囲の弾力化は必須である。

(3) チーム保育加配加算について

チーム保育加配加算は、1号認定の子どもがいないと加算対象にならない。幼保連携型認定こども園は、1号認定の子どもがいなくても学級編成は行われているため、1号認定の子どもがいなくてもチーム加算の対象にすべきである。

3. 処遇改善加算について

(1) 法人裁量の拡充について

処遇改善加算は、園によって規模や組織体系が異なるため、よりいっそう法人に裁量を持たせる仕組みへの見直しが必要である。分配方法は職員の処遇改善につながっていることが担保されれば、法人裁量を認めるべきである。

(2) 公定価格での対応について

処遇改善費は、人材不足を解消するため、原則、公定価格に組み入れるべきであり、少なくとも現行の「処遇改善等加算Ⅰ」については、基本単価に組み入れるべきである。

4. 子ども・子育て支援新制度施行5年後の見直しについて

(1) 保育教諭に必要な資格に関する特例について

保育教諭等の資格特例及び教育職員免許法の適用除外並びに免許状・資格取得の特例を平成36年度末まで5年間延長する方向が示されている。

待機児童問題の解消と、保育の受け皿拡大に伴う人材不足の解消に向け、上記の特例延長とあわせて、免許状・資格の取得機会や、幼稚園免許状の更新講習が円滑に行われるよう、丁寧な周知や受講環境の拡充が必要である。